

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第184号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「及び原動機付自転車」を「，原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。以下同じ。）」に改める。

第4条第1項本文中「自転車等」を「自転車等（自動二輪車を除く。次条，第6条及び第7条第1項において同じ。）」に改める。

第7条第3項中「障害者用自転車定期駐車券」を「障害者等用自転車定期駐車券」に改め，同条第8項中「原動機付自転車」の右に「又は自動二輪車」を加える。

第8条の見出し及び同条第1項中「原動機付自転車」の右に「又は自動二輪車」を加える。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。ただし，第7条第3項の改正規定は，公布の日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)